

防災行政無線等を用いた

全国一斉の緊急情報の伝達試験があります

全国一斉情報伝達訓練

3月14日(水)

午前11時ごろに配信される予定です。

大山町では、地震・津波や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム(J・ALER T) ジェイアラート(※) から送られてくる国からの緊急情報を、確実に町民の皆様にお伝えするため緊急情報の伝達試験を行います。

大山町が当日実施する試験は次のとおりです。

○情報伝達手段

防災行政無線の情報

○内容

下記の放送内容が一斉に放送されます。

注 大山町以外の地域でも、全国的にさまざまな情報伝達手段で試験が実施されます。

放送内容

- ① 上り4音チャイム ♪
- ② 「これは、Jアラートのテストです」
(※3回くりかえす)
- ③ 「これでテストを終了します」

※J・ALER T(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃等の発生時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星等を活用して瞬時に情報伝達するシステムです。
※ただし、気象・地震活動の状況等によっては訓練用緊急速報発表を中止することがあります。

◆問い合わせ先

総務課

☎0859・54・5201

はい!

消費生活相談窓口です

必要がなければ、きっぱり断りましょう!

強引な電話勧誘にご用心!

お試しで健康食品を買った後に 電話があり、1年分届いた!

Q 突然、自宅に電話があり健康状態を聞かれました。肌が荒れると話したところ、いいサプリがあると言われ試してみました。その後、電話で飲んだか、と聞かれ飲んだと言った、また送ると言われ、1年分のサプリ6万円分が届きました。

必要ないのでやめたいのですが、どうしたらいいのでしょうか。

(50才女性)

A 会社から電話があり承諾した場合、契約書を受領後、8日間はクーリング・オフができます。この相談者の場合はクーリング・オフ期間が経過していたので、一方的な解除はできませんが、話し合いによって解約となり返品することができました。必要なければ、きっぱり断り、承諾した場合は契約書が届いたらしっかり内容を確認しましょう。

*電話で承諾しても、契約書を受取ってから8日間はクーリング・オフができます

1回だけではないんですか



お気軽に「消費生活相談窓口」をご利用ください。

◆消費生活相談窓口

住民生活課

☎0859・54・5210(平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859・34・2648

(平日・土日)